

さくら都市計画事業
上阿久津台地土地区画整理事業

住所変更などの手引き

目次

- 1 はじめに
- 2 市から送付するもの
- 3 新しい郵便番号
- 4 新しい住所などの表記
- 5 住所変更通知用はがき
- 6 住所変更などの手続き

さくら市 建設部 都市整備課 区画整理係

1 はじめに

このたびさくら都市計画事業上阿久津台地土地区画整理事業の施行による換地処分に伴い、令和6年7月13日から新しい町名と地番に変更となりました。

この手引きでは、住所が変更となることによって必要となる手続きについてご案内いたします。

お手数をおかけいたしますが、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

2 市から送付するもの

送付するもの	説明	送付を担当する課
住所(所在地)変更証明書	地区内に住民登録がある方及び法人登録がある法人へ新しい住所(所在地)を記載した「住所(所在地)変更証明書」を送付します。 (各人、各法人共に10通)	都市整備課 区画整理係 028-681-1120
本籍変更証明書	地区内に本籍地を設定している方へ新しい本籍を記載した「本籍変更証明書」送付します。(各人3通)	
住所変更通知用はがき	1世帯あたり50枚お配りします。 切手は不要です。 ※「5.住所変更通知用はがき」をご覧ください。	

3 新しい郵便番号

〒329-1317

(きぬの里一丁目～五丁目まで全て共通)

4 新しい住所などの表記

変更前 さくら市上阿久津●●●●番地●●
さくら市氏家●●●●番地●●

変更後 さくら市きぬの里●丁目●●番地●●

5 住所変更通知用はがき

住所の変更を知人や取引先などへお知らせするため、郵便局から提供された「住所変更通知用はがき」(切手不要)を1世帯あたり50枚お配りしますのでご利用ください。

郵便はがき

通信事務郵便(依頼信)

住所変更のお知らせ

日本郵便株式会社
宇都宮東郵便局

様

〇〇県〇〇市〇〇〇番地

〇〇〇〇〇〇

表側には、新住所をお伝えする相手の住所(郵便番号)とご氏名のみご記入ください。

住所変更のお知らせ

令和6年7月13日から、上阿久津台地土地区画整理事業に伴い下記のとおり住所が変更になりますのでお知らせいたします。
今後郵便などをお出しになる際は、新住所をご記入ください。

~~よろしく願っています。~~

旧住所
〒329-13 _____
さくら市 番地

新住所
〒329-1317 _____
さくら市きぬの里 丁目 番地

ご氏名 _____

メッセージなどを記入されると無効となり配達されませんので、ご注意ください。

旧郵便番号と旧住所をご記入ください。

新住所とお名前をご記入ください。

6 住所変更などの手続き

今後、関係権利者の皆様に行っていただきたい住所変更などの手続きをご説明します。

(1) 新しい住所などについて

新しい町名に変更される日は「換地処分の公告日」(令和6年7月12日)の翌日(令和6年7月13日)からになります。

地区内の事業者や居住者の方は、所在地や住所が変わります。

また、本籍を地区内に設定している方は、本籍としている町名、地番が新しくなります。

新しい所在地や住所は、同封の住所(所在地)変更証明書で確認のうえ、各関係機関での変更の手続きをお願いします。

(2) 換地処分に伴う住所変更などの手続きについて

換地処分に伴い住所が変更されますと【①市役所などの関係機関が住所を書き換えるもの】と【②関係権利者の皆様に住所を書き換えていただくもの】があります。

代表的な手続きは、次ページ以降をご確認ください。

【注意】

住所変更などにつきましては既に手続きが可能ですが、登記に係る住所変更については、一部例外もありますのでご注意ください。

(詳細は6ページ及び11ページをご確認ください。)

①市役所などの関係機関が住所を書き換えるもの

公簿名	書き換え欄	説明
住民基本台帳(住民票) 印鑑登録原簿(印鑑証明) 選挙人名簿 国民健康保険資格台帳 更生医療受給者台帳	住所欄	市が新しい町名地番に書き換えます。
障害福祉サービス受給者台帳 地域生活支援事業利用者台帳 介護保険被保険者台帳 その他各種台帳	住所欄	市が新しい町名地番に書き換えます。
固定資産課税台帳	住所欄 所在地欄	市が新しい町名地番に書き換えます。
戸籍簿 戸籍附票	本籍欄 住所欄	市が新しい町名地番に書き換えます。 ※書き換え前の本籍と住所の地番が異なる方は、新しい本籍が新住所と同一にならない場合があります。 本籍と住所を同一にしたい場合には、転籍届を提出することで同一にすることが出来ます。 【届出・問い合わせ先】 市民課市民係 028-681-1115
土地登記簿及び建物登記簿	表題部	表題部の所在、地番などについては市が申請し、法務局が書き換えます。登記名義人などの住所については、所有者の申請があるまで変更されません。
市内の小中学校、市内公立保育園、放課後児童クラブ(学童保育)への住所変更届		

②関係権利者の皆様に住所を書き換えていただくもの

事項	届出・問合せ先	届出に必要な書類	摘要
自動車運転免許証 の住所・本籍地変更	さくら警察署 028-682-0110 又は運転免許センター 0289-76-0110	免許証 住所(所在地)変更 証明書 本籍変更証明書	必要に応じて、更新、再交付、記載事項変更などの際に併せて届出をしてください。
二輪の軽自動車 (125cc超250cc 以下)届出済証の住所変更	栃木運輸支局 宇都宮市八千代 1-14-8 050-5540-2019	軽自動車届出済証 住所(所在地)変更 証明書	代理人による申請や所有者と使用者が異なる場合には、さらに書類が必要となります。詳しくは、運輸支局にご確認ください。
二輪の小型自動車 (250cc超) 自動車検査証の住所変更	栃木運輸支局 宇都宮市八千代 1-14-8 050-5540-2019	自動車検査証 住所(所在地)変更 証明書	【栃木運輸支局ホームページ】 https://www.tb.mlit.go.jp/kanato/s_tochigi/
普通自動車 自動車検査証の住所変更	栃木運輸支局 宇都宮市八千代 1-14-8 050-5540-2019	自動車検査証 住所(所在地)変更 証明書	
軽自動車 自動車検査証の住所変更	軽自動車検査協会 宇都宮市西川田本町 1-2-37 050-3816-3107	自動車検査証 住所(所在地)変更 証明書	代理人による申請や所有者と使用者が異なる場合には、さらに書類が必要となります。詳しくは、軽自動車検査協会にご確認ください。 【軽自動車検査協会ホームページ】 https://www.keikenkyo.or.jp

事項	届出・問合せ先	届出に必要な書類	摘要
不動産登記簿の所有者・債務者の住所変更 (詳細についてはPIIの(1)土地・建物などの不動産登記をご覧ください)	宇都宮地方法務局 宇都宮市小幡2丁目1番11号 028-623-6333	登記申請書 住所(所在地)変更 証明書 印鑑	期限はありませんが、換地処分に伴う登記完了後に名義人の住所変更登記申請をしてください。 住所(所在地)変更証明書の提出により登録免許税は非課税になります。
法人登記の本店、または支店の所在変更 (詳細についてはPIIの(2)商業登記・法人登記をご覧ください)	本店及び支店を管轄する法務局	登記申請書 登録印 住所(所在地)変更 証明書	令和6年7月13日以降、本店は2週間以内、支店は3週間以内に変更する必要がありますので、すみやかに変更登記申請をしてください。
法人登記の本店、または支店の役員の住所変更(詳細についてはPIIの(2)商業登記・法人登記をご覧ください)	本店及び支店を管轄する法務局	登記申請書 登録印 住所(所在地)変更 証明書	住所(所在地)変更証明書の提出により登録免許税は非課税になります。
国民年金第2号被保険者の住所変更(会社などにお勤めて厚生年金又は共済組合に加入されている方)	勤め先	勤め先にお問い合わせください。	令和6年7月13日以降、すみやかに手続きしてください。
国民年金第3号被保険者の住所変更(国民年金第2号被保険者の被扶養配偶者となっている20歳以上60歳未満の方)	配偶者の勤め先	配偶者の勤め先にお問い合わせください。	令和6年7月13日以降、すみやかに手続きしてください。
生活衛生関係各種営業許可証の営業施設の所在変更 営業者の住所変更	県北健康福祉センター 生活衛生課 大田原市本町2丁目2828-4 那須庁舎2階 0287-22-2364	許可証など 住所(所在地)変更 証明書 印鑑など	業種により必要書類が異なりますので、県北健康福祉センターにご確認ください。

事項	届出・問合せ先	届出に必要な書類	摘要
医療機関・施術所の所在変更	県北健康福祉センター 総務企画課 大田原市本町2丁目 2828-4 那須庁舎1階 0287-22-2257	住所(所在地)変更 証明書 印鑑など	業種により必要書類が異なりますので、県北健康福祉センターにご確認ください。
身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の住所変更	福祉課 障がい福祉係 028-681-1161	身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳	令和6年7月13日以降に福祉課窓口までお越しください。
特別児童扶養手当証書の住所変更	福祉課 障がい福祉係 028-681-1161	免許証(身分確認ができるもの)	令和6年7月13日以降に福祉課窓口までお越しください。
自立支援医療費受給者証(精神通院医療)の住所変更	福祉課 障がい福祉係 028-681-1161	自立支援医療費受給者証	令和6年7月13日以降に福祉課窓口までお越しください。
児童扶養手当の住所変更	こども政策課 給付支援係 028-681-1125	児童扶養手当証書	8月の現況届受付時に手続きしてください。
特定医療費(指定難病)受給者証の住所変更	矢板健康福祉センター 保健衛生課 矢板市鹿島町20-22 塩谷庁舎1階 0287-44-1297	特定医療費(指定難病)受給者証 住所(所在地)変更 証明書	令和6年7月13日以降に矢板健康福祉センター窓口までお越しください。
小児慢性特定疾病医療費受給者証の住所変更	矢板健康福祉センター 保健衛生課 矢板市鹿島町20-22 塩谷庁舎1階 0287-44-1297	小児慢性特定疾病 医療費受給者証 住所(所在地)変更 証明書	令和6年7月13日以降に矢板健康福祉センター窓口までお越しください。
肝炎治療受給者証の住所変更	矢板健康福祉センター 保健衛生課 矢板市鹿島町20-22 塩谷庁舎1階 0287-44-1297	肝炎治療受給者証 住所(所在地)変更 証明書	令和6年7月13日以降に矢板健康福祉センター窓口までお越しください。
学校(市内の小中学校を除く)、幼稚園・保育園(市内公立保育園を除く)、勤務先などへの住所変更届出 (市内の小中学校、市内公立保育園、放課後児童クラブ(学童保育)への住所変更届出は不要です。)			
金融機関の預金通帳や各種保険、証券などの住所変更届出			
NHK、電力会社、ガス会社などへの住所変更届出			
電話会社、インターネット接続会社、クレジット会社などへの住所変更届出			

事項	届出・問合せ先	届出に必要な書類	摘要
マイナンバー（個人番号）カードの住所変更 ※通知カードは、令和2年5月25日に廃止されたので、住所変更手続は不要です。	市民課 総合窓口係 028-681-1115	・マイナンバーカード ・窓口に来られる方の本人確認書類※1 ・同封のピンク色の用紙「個人番号カード券面記載事項変更届」※2 ・カード交付時に設定した4桁の暗証番号が必要です。 (本人又は同一世帯員)	コンビニ交付サービス等が利用できませんので、町名変更実施日以降、お早めに手続きをしてください。本人もしくは同一世帯の方が手続きしてください。
署名用電子証明書	市民課 総合窓口係 028-681-1115	・マイナンバーカード ・窓口に来られる方の本人確認書類※1 ・カード交付時に設定した英数字の暗証番号が必要です。 (本人のみ)	e-Tax等電子証明書利用時までに変更手続きをしてください。
写真付住民基本台帳カードの住所変更	市民課 総合窓口係 028-681-1115	・住民基本台帳カード (本人又は同一世帯員)	本人もしくは同一世帯の方が手続きをしてください。 変更には4ケタの暗証番号が必要です。
在留カードの住所変更	市民課 総合窓口係 028-681-1115	・在留カード ・窓口に来られる方の本人確認書類※1	町名変更実施日以降、ご本人もしくは同一世帯の方が手続きをしてください。

【手続の留意事項】

※1 窓口に来られる方の本人確認書類

(Aからいずれか1点、Aがない場合はBからいずれか2点)

A・・・マイナンバー（個人番号）カード、住民基本台帳カード（写真付き）、旅券、運転免許証、在留カード、特別永住者証明書、運転経歴証明書など
(運転経歴証明書は平成24年4月1日以降に交付されたものに限る)

B・・・健康保険証、医療受給者証、各種年金証書、年金手帳（基礎年金番号通知書）、児童扶養手当証書、介護保険証など

※2 変更手続きの際は、あらかじめ「個人番号カード 券面記載事項変更届」（同封されているピンク色の用紙）のご記入をお願いいたします。

◎ 代理人が手続する場合は複数回来庁しなければならない場合があります。

詳細は【市民課総合窓口係 Tel:028-681-1115】へお問合せください。

(注) P5からP8まで記載した【②関係権利者の皆様に住所を書き換えていただくもの】は一部ですので、誠に恐縮ですが各自で所定の手続きをお願いいたします。また、各種変更手続きに必要な書類などは各手続先へお問い合わせください。

③その他(皆様の手続きは不要です。)

※下表のうち、新しい保険者証、資格者証などについては、準備が整い次第順次発送いたします。

事項	届出・問合せ先	摘要
国民健康保険被保険者証 (短期被保険者証・資格証明書含む) 高齢受給者証 限度額適用認定証	市民課 国係係 028-681-1116	新しい保険証などを自宅へ郵送しますので、手続きは不要です。なお、限度額適用認定証については、発行されている方のみとなります。
後期高齢者医療被保険者証 (短期被保険者証含む) 限度額適用認定証 特定疾病療養受療証	市民課 後期医療年金係 028-681-1116	新しい保険証などを自宅へ郵送しますので、手続きは不要です。なお、限度額適用認定証・特定疾病療養受療証については、発行されている方のみとなります。
国民年金・厚生年金受給権者及び年金受給待機者の住所変更(60歳以上の方)	市民課 後期医療年金係 028-681-1116	市が日本年金機構へ、一括して住所変更しますので、手続きは不要です。
国民年金第1号被保険者の住所変更(原則として、国民年金に加入している方)	市民課 後期医療年金係 028-681-1116	市が日本年金機構へ、一括して住所変更しますので、手続きは不要です。
障害福祉サービス受給者証 日中一時支援利用者証 移動支援利用者証 自立支援医療受給者証(更生医療・育成医療) 重度心身障害者医療費受給資格者証	福祉課 障がい福祉係 028-681-1161	新しい受給者証を自宅へ郵送しますので、手続きは不要です。
介護保険被保険者証 介護保険負担割合証 介護保険負担限度額認定証	高齢課 介護保険係 028-681-1155	新しい保険者証と負担割合証(介護認定を受けている方のみ)を自宅へ郵送します。負担限度額認定証については、該当の方に別途ご案内します。
福祉タクシー利用者証	高齢課 見守り福祉係 028-681-1155	新しい利用者証を自宅へ郵送しますので、手続きは不要です。
児童医療費受給資格証	こども政策課 給付支援係 028-681-1125	新しい受給資格者証を自宅へ郵送しますので、手続きは不要です。
ひとり親家庭医療費受給資格者証 妊産婦医療費受給資格者証	こども政策課 給付支援係 028-681-1125	手続きは不要です。

事項	届出・問合せ先	摘要
犬の登録	生活環境課 環境保全係 028-681-1126	市で一括して住所変更しますので、手続きは不要です。
市営墓地	生活環境課 環境保全係 028-681-1126	市で一括して住所変更しますので、手続きは不要です。 換地処分のお知らせ後に、変更後の永代使用許可証を郵送します。
上水道・下水道使用者の住所変更	水道課 業務係 028-681-1121 下水道課 業務係 028-681-1118	市で一括して住所変更しますので、手続きは不要です。

④市から住所変更情報を提供する機関(皆様の手続きは不要です。)

機関名	提供理由	備考
氏家郵便局	郵便物の誤配防止のため	預金通帳や保険などに関する住所変更は各自届出してください。
塩谷広域行政組合消防本部	緊急時又は防災上、必要があるため	
さくら警察署	緊急時又は防犯上、必要があるため	

⑤手続きに必要な証明書の発行について(無料)

下記の証明書が不足する場合は申請により無料発行します。

住所(所在地)変更証明書(個人・法人)	都市整備課で発行いたしますので、印鑑と本人確認書類(免許証やマイナンバーカード等)をご持参の上、申請ください。 ※申請者が代理人の場合は委任状が必要となります。
本籍変更証明書(個人)	※法人の場合は申請書もしくは委任状に登録印の押印が必要となります。

(注)市から送付された住所(所在地)変更証明書に記載されている、変更前住所と下記①～③に記載されている住所が同一ではない場合は、住所の履歴が記載された住民票が必要となりますので、市役所市民課にて交付請求してください。(住民票の交付は有料となります。)

- ①不動産登記簿の所有者住所 ②自動車運転免許証の住所
③自動車・オートバイ、軽自動車の車検証に記載されている住所

(3) 不動産・商業・法人登記について

(1) 土地・建物などの不動産登記

土地登記・建物登記の表題部(所在・地番・地積等)は法務局で変更されますが、登記名義人の住所変更は、登記名義人の申請に基づくものであるため市で書き換えはできませんので、所有者の方が変更手続きをしてください。

①換地処分公告日の翌日(令和6年7月13日)から登記が完了するまでの期間、土地・建物の登記はできなくなります。登記が完了しましたら、別途お知らせいたします。

②所有権等の登記名義人の住所は、上記の登記停止期間終了後(12月以降予定)に不動産を管轄する法務局で変更手続きをしてください。

③変更登記申請は、同封の『住所(所在地)変更証明書』を添付することで登録免許税が非課税となります。

(2) 商業登記・法人登記

商業登記(会社関係)に登載の本店・支店及び役員住所、あるいは法人登記(会社を除く法人)に登載の主たる事務所、従たる事務所および役員住所については法務局へ変更登記を申請してください。

①商業登記・法人登記については、換地処分公告日の翌日(令和6年7月13日)から変更手続きを行うことができます。

②変更登記期間は原則としてその登記の事由が発生したとき(換地処分公告日の翌日)から、本店の所在地においては2週間以内、支店の所在地においては3週間以内とされていますので、速やかに変更登記申請をしてください。

③変更登記申請は、同封の『住所(所在地)変更証明書』を添付することで登録免許税が非課税となります。

◆不動産・商業・法人登記についての問合せ先

〒320-8515 宇都宮市小幡2丁目1番11号
宇都宮地方法務局 電話 028-623-6333

◆上阿久津台地土地区画整理事業に関する問合せ先

〒329-1392 栃木県さくら市氏家2771番地
さくら市役所 建設部 都市整備課 区画整理係
電話 028-681-1120